

特別会計財務書類を適切に作成するための取組について

1 特別会計財務書類等の概要等

(1) 特別会計財務書類等の概要

特別会計に関する法律(以下「法」)によれば、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならないこととされている(この書類を「特別会計財務書類」)。そして、財務大臣が各所管大臣から送付された特別会計財務書類を取りまとめた後、内閣は、法等に基づき、特別会計財務書類を本院に送付し、本院の検査を経て国会に提出している。

(2) 特別会計財務書類の審査等

財務省は、各府省庁等が特別会計財務書類等を適切に作成できるよう、各府省庁等における作成担当者向けに、「省庁別財務書類及び特別会計財務書類の作成要領(様式及びチェックマニュアル)」(以下「様式マニュアル」)を作成して配布し、各種研修等を実施している。また、同省は、各府省庁等が作成した特別会計財務書類について、計上金額等に誤りがないか確認するなど、特別会計財務書類を本院に送付する前の最終的な審査を行っている。そして、同省は、各府省庁等に対して、本院の検査の後に全ての特別会計財務書類の誤りについて、その発生原因、再発防止策等を含めて、文書で報告することを求めている。

上記のとおり、同省は、各府省庁等に対して特別会計財務書類が適切に作成されているかについて審査するなどの取組を実務上行っている。

(3) 特別会計財務書類の計上金額の誤りの状況

本院は、検査の結果として、計上金額の表示が適切とは認められない事項等を、毎年度内閣へ通知している(内閣へ通知した計上金額の表示が適切とは認められない事項を「表示不適切事項」)。平成30年度特別会計財務書類及び令和元年度特別会計財務書類の表示不適切事項等は、8省庁^(注1)において、40件、適切な計上金額と誤った計上金額との開差額等(以下「開差額等」)は7346億1229万円であった。

(注1) 8省庁 復興庁、法務、財務、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省

2 検査の着眼点等

本院は、各府省庁等において計上金額の誤りの原因に対して誤りを防止するための取組は行われているか、財務省において計上金額の誤りの発生を防止するために各府省庁等に対して効果的な取組を行っているかなどに着眼して、上記の誤り40件(開差額等7346億1229万円)を対象として、特別会計財務書類の作成を担当した官署である7本省庁、資源エネルギー庁及び原子力規制委員会並びに審査等を行っている財務本省において、特別会計財務書類の作成・確認体制等や計上金額の誤りの状況・原因等に係る調書の提出を求めてこれらを分析するなどして検査した。

(注2) 7本省庁 復興庁本庁、法務、財務、厚生労働、農林水産、国土交通、環境各本省

3 検査の状況

(1) 計上金額の誤りの状況

40件の誤りについてみたところ、このうち厚生労働省を除く7省庁における22件(開差額等7214億0310万円)は、計上金額として表示する計数の算定過程で算定を間違っていたなど、過去の表示不適切事項においても同様のものがあつた。そして、その中には、貸借対照表の「退職給付引当金」を算定する際に退職手当の支給対象職員数を誤るなど、表示不適切事項のうち複数の府省庁にわたり繰り返し発生していたものと同様の誤りが見受けられた。同22件の誤りについて、発生原因を調査するなどしたところ、19件については、各省庁が、次のア及びイで示したそれぞれの方法で計上金額を確認することにより、誤りの発生を防止することが可能であると認められる。

ア 別の部署等から提出された基礎資料に記載された数値の適否を確認することで誤りが発見さ

れ、計上金額の誤りの発生を防止できたと認められる事態(15件 37億6061万円)

特別会計財務書類の基礎資料を作成している部署等が基礎資料に記載した数値は、特別会計財務書類の作成を担当する係等(以下「作成担当」)の依頼等に基づいたものとなっていなかったのに、作成担当が基礎資料に記載された数値の適否を確認しなかったため誤りとして発見されなかったものが、法務、農林水産、国土交通、環境各省において、15件(開差額等37億6061万円)あった。

イ 増減分析を行うことで誤りが発見され、計上金額の誤りの発生を防止できたと認められる事態(4件 7174億3799万円)

復興庁、経済産業、国土交通、環境各省における4件(開差額7174億3799万円)の誤りについては、特別会計財務書類の計上金額の対前年度の増減が1億円から5900億円までとなっており、その増減率は49%から11183%までと大きな増減があるにもかかわらず、その増減の原因が誤りによるものではないと判断したことにより、増減分析が行われていなかった。

(2) 各省庁における計上金額の確認方法等

上記22件の誤りについて、7省庁における基礎資料に記載された数値等の確認の方法等をみたところ、7省庁の作成担当では、独自のチェックマニュアルを作成しておらず、財務省が配布している様式マニュアルを用いていた。上記のとおり、複数の府省庁にわたり同様の誤りが繰り返し発生していた状況を踏まえると、様式マニュアルに、表示不適切事項と同様の誤りの再発防止策等を具体的に示して各府省庁等の間で共有を図ることが、複数の府省庁にわたり繰り返し発生している特別会計財務書類の誤りを防止する上で効果的であると認められる。

(3) 財務省における計上金額の誤りの発生を防止するための取組等

財務省が作成した様式マニュアルの内容を確認したところ、表示不適切事項の中で複数の府省庁にわたり繰り返し発生していたものと同様の誤りが見受けられたものなどを分かりやすく整理するなどして注意喚起をするものとはなっていなかった。また、同省は、前記の研修等で計上金額の誤りの特徴について説明をしていたものの、各府省庁等に、複数の府省庁にわたり繰り返し発生してきた同様の誤りの再発防止策を示すなどの効果的な情報提供を行っていなかった。

同省は、最終的な審査として各府省庁等から提出された基礎資料を基に計上金額の確認を行っているが、基礎資料に記載された数値に誤りがあった場合でも、当該基礎資料を基に計上金額の確認を行うことになる。このような状況を踏まえると、同省において、各府省庁等が基礎資料に記載された数値の適否を確認しているか、その状況を把握することが重要である。

4 本院の所見

特別会計財務書類の作成に当たっては、各府省庁等が誤りの発生原因に応じて再発防止のために必要な方策を講ずるべきであるが、財務省が統一的な取組を推進する上で重要な役割を担っている。については、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、各府省庁等において、特別会計財務書類を適切に作成するよう一層努めるとともに、同省において、次のような点に留意して、各府省庁等に特別会計財務書類を適切に作成させるための取組を推進することが効果的である。

ア 各府省庁等の誤りを防止するための取組に資するように、特別会計財務書類の誤りにおける発生原因等を調査した各府省庁等からの報告を分析して、表示不適切事項と同様の誤りの再発防止策等を示した効果的な様式マニュアルとなるようにした上で適宜更新すること

イ 表示不適切事項と同様の誤りの再発防止策等について各府省庁等の間で共有させるために、各府省庁等に対して適宜更新した様式マニュアルを周知すること

ウ 誤った数値が記載された基礎資料を基に特別会計財務書類を審査することのないよう、適宜更新した様式マニュアルを基に各府省庁等が適切に確認するよう周知するとともに、様式マニュアルによる確認の実効性を確保するため、各府省庁等による確認状況を把握すること

本院としては、今後とも特別会計財務書類を適切に作成するための取組について、引き続き注視していくこととする。